

平成28年6月3日

保護者の皆様へ

大阪市立東三国中学校

校長 名田 正廣

生活アンケート実施のお知らせ

向暑の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととおよろこび申し上げます。平素は、本校教育にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、下記の通り、生活アンケートを実施します。このアンケートは、学校生活等での悩みを打ち明ける機会を多く持つために実施します。悩みを過度に抱え込んでしまうと、深刻な状況になってしまうことも少なくありません。そのような状況になる前に、サポートをしていきたいと思えます。

記

1. 対 象 全校生徒
2. 時 期 毎月1回(懇談・教育相談がある月は実施しません)
3. 内 容
 - ・あなた自身の生活で困っていることはありませんか
 - ・あなたのまわりに困っている人はいませんか

*あると記入した生徒には、後日、担任等より詳細を聞き取ります。

平成 28 年 5 月 30 日

保護者のみなさまへ

大阪市立東三国中学校
校長 名 田 正 廣

完全更衣のお知らせ

新緑の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は本校の教育活動にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、本校では下記の日程より完全更衣といたしますので、夏服での登校をよろしく願いいたします。

なお、下記の通り、いずれの服装においても、正しい服装を着こなせるよう、ご家庭でもご指導していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

【 完全更衣 】・・・6月6日（月）より

【 男 子 】・・・夏服のズボン・半袖の開襟白カッターシャツ（胸ポケット2つ）

【 女 子 】・・・夏服のスカート・半袖の白セーラー服

★注意・・・名札を必ず付けておくこと！

平成28年5月

中学校3年生の保護者の皆さま

大阪市教育委員会

平成28年度「大阪市中学校3年生統一テスト」実施のお知らせ

保護者の皆様におかれましては、平素より本市教育の推進にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、本市におきましては、「平成29年度大阪府公立高等学校入学者選抜における調査書に記載する評定等に関する方針」に基づき、次のとおりテストを実施いたします。つきましては、実施の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 実施日 | 平成28年10月6日(木) |
| 2 対象 | 市立中学校の第3学年の生徒 |
| 3 対象教科 | 5教科(国語・社会・数学・理科・英語) |
| 4 結果の取扱い | 本テストの結果は、次のとおり個々の生徒の調査書に記載する評定に活用するとともに、学校が生徒一人ひとりの学力を的確に把握し、学習指導の改善及び進路指導に活用します。 |

大阪市中学校3年生統一テストの結果、教科ごとに、全市の得点分布において、次のとおり評定を必ず与えるものとします。

- ・上位7%に入る生徒には、評点「5」
- ・上位21%に入る生徒には、評点「4」以上
- ・上位41%に入る生徒には、評点「3」以上

なお、大阪府教育庁より、「平成29年度大阪府公立高等学校入学者選抜に係る府内統一ルール」における中学3年生の目標に準拠した評価(いわゆる絶対評価)の基準として「府全体の『評定平均』」が示されました。

府全体の「評定平均」=3.32

この評定平均をもとに、平成28年6月23日(木)に府内全中学校で実施される「中3チャレンジテスト」の結果を活用して、各校の「評定平均の目安」が算出されます。

詳細については、裏面に掲載しています「中学1・2年生と保護者のみなさんへ(平成27年12月 大阪府教育委員会)」(抜粋)をご参照ください。

中学1・2年生と保護者のみなさんへ（平成27年12月大阪府教育委員会）より抜粋

大阪府教育委員会では、平成28年度の公立高校の入学者選抜から、高校に提出する中学3年生の調査書評定（内申書に記載される評価）を中学校で決定する際の府内統一ルールを定めました。

現在の中学1・2年生のみなさんが受験する平成30・29年度選抜でも、府内統一のルールを適用します。そのルールにおいては、中学3年生の6月に新たにチャレンジテストを実施し、その結果を以下のように活用することとしましたので、お知らせします。

1 中学3年生の評定が決まるまで

- (1) 中学2年生の1月に実施したチャレンジテストの結果を使って、府教育委員会が中学3年生の「府全体の評定平均」を求めます。

★★ 今年の中学3年生の「府全体の評定平均」は、「3.22」でした。

* 評定平均⇒⇒⇒すべての生徒のすべての教科の評定を平均した値

- (2) 各中学校は、「府全体の評定平均」と中学3年生の6月に実施するチャレンジテストの結果を活用し、自校の「評定平均の範囲」を求めます。

- (3) 各中学校は、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）5段階で各生徒の評定を定めます。その際、学校の評定平均が、(2)で求めた「評定平均の範囲」内にあることを確認します。

(例)「府全体の評定平均」が3.22であった場合

	X中学校	Y中学校	府全体
中3チャレンジテストの平均得点	57.0 点	63.0 点	60.0 点
中3チャレンジテストの対府比[A]	0.95	1.05	1.00
評定平均の目安[B] (「府全体の評定平均」×[A])	3.06	3.38	3.22
評定平均の範囲 ([B]−0.30~[B]+0.30)	2.76~3.36	3.08~3.68	—

- ・ 中学3年生で実施するチャレンジテストの各中学校の平均得点と府の平均得点との比（対府比）を「府全体の評定平均」に乗じて得られる数値を各学校の「評定平均の目安」とします。
- ・ 「評定平均の目安」±0.30を「評定平均の範囲」とし、各中学校は自分の学校の評定平均がこの範囲に収まっていることを確認します。